

令和四年八月臨時会

令和 4 年 第 2 回

菊陽町議会 8 月臨時会会議録

令和 4 年 8 月 23 日

菊陽町議会会議録

熊本県菊陽町議会

第2回菊陽町議会8月臨時会会議録

令和4年8月23日（火）開会

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程

(令和4年第2回菊陽町議会8月臨時会)

令和4年8月23日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 町長提出報告第7号から議案第41号までを一括議題

日程第5 町長の提案理由の説明

日程第6 報告第7号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解)

日程第7 議案第38号 工事請負契約の締結について(菊陽町役場車庫・倉庫整備工事)

日程第8 議案第39号 工事請負契約の締結について(下戸橋橋梁補修工事)

日程第9 議案第40号 工事請負契約の締結について(杉並木線横断歩道橋製作工事及び杉並木線横断歩道橋輸送架設工事)

日程第10 議案第41号 工事請負契約の締結について(杉並木線横断歩道橋屋根高欄工事)

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 廣瀬英二君

2番 矢野厚子君

3番 大久保輝君

4番 阪本俊浩君

5番 西本友春君

6番 那須真理子君

7番 佐々木理美子君

8番 中岡敏博君

9番 北山正樹君

10番 布田悟君

11番 坂本秀則君

12番 渡邊裕之君

13番 佐藤竜巳君

14番 甲斐榮治君

16番 小林久美子君

17番 福島知雄君

18番 上田茂政君

3. 欠席議員

15番 岩下和高君

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 山川真喜子君

書記 吉本香奈君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 後藤三雄君

副町長 吉野邦宏君

教育長 上川幸俊君

教育部長 芹川博文君

総務部長 板楠健次君

福祉生活部長兼
福祉課長 矢野信哉君

保険衛生部長兼
健康・保険課長兼
新型コロナウイルス感染症対策室長
土木部長兼
都市計画課長
総務課長
財政課長
総務課総務法制係長

東 桂一郎 君
井 芹 渡 君
梅 原 浩 司 君
澤 田 一 臣 君
小 泉 秀 和 君

経済部長兼農政課長 山 川 和 徳 君
会計管理者兼 矢 野 和 幸 君
会計課長
危機管理防災課長 鍋 島 二 郎 君
建設課長 矢 野 博 則 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（上田茂政君） おはようございます。

今日は、岩下和高君から病気のために欠席届が出ております。

ただいまから令和4年第2回菊陽町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（上田茂政君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番北山正樹君、10番布田悟君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（上田茂政君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、本日の臨時会の会期は本日1日間とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（上田茂政君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、議席に配付のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 町長提出報告第7号から議案第41号までを一括議題

○議長（上田茂政君） 日程第4、町長提出報告第7号から議案第41号までの5件を一括して議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 町長の提案理由の説明

○議長（上田茂政君） 日程第5、ただいま議題としました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、令和4年第2回菊陽町議会臨時会をお願いしましたところ、大

変御多用の中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

急を要する案件が生じたので、本日、臨時会をお願いしたところであります。

それでは、提案しております5件の付議事件について提案理由を申し上げます。

報告第7号は、専決処分の報告であります。

内容は、町管理道路に係る損害賠償請求事件に関しまして、その損害賠償の額を定め、和解することについて、令和4年7月21日に専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

議案第38号は、菊陽町役場車庫・倉庫整備工事の工事請負契約の締結についてであります。

本工事は、防災センター北側の公用車駐車場整備事業の一部工事で、役場敷地内において公用車用車庫及び倉庫の建築工事を行うものであります。

本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第39号は、下戸橋橋梁補修工事の工事請負契約の締結についてであります。

本件は、白川に架かる橋梁で本町戸次地区と大津町下町地区をつなぐ下戸橋の老朽化及び熊本地震での損傷に伴う橋梁上部の桁の塗装塗り替え、橋梁用防護柵の取替え、床板の断面補修などの工事であります。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第40号は、杉並木線横断歩道橋製作工事及び杉並木線横断歩道橋輸送架設工事の工事請負契約の締結についてであります。

本件は、光の森駅前横断歩道橋整備事業に係るもので、杉並木線横断歩道橋製作工事は、歩道橋の本体部分となる床、桁、橋脚などの鋼構造物を工場において製作する工事であります。

杉並木線横断歩道橋輸送架設工事は、杉並木線横断歩道橋製作工事において工場で作成された歩道橋の本体部分の工場製作品を工場から当該工事の施工箇所に輸送し、架設する工事であります。

この議案についても議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第41号は、杉並木線横断歩道橋屋根高欄工事の工事請負契約の締結についてであります。

本件は、議案第40号と同様に光の森駅前横断歩道橋整備事業に係るもので、本工事は歩道橋の屋根、高欄などを整備する工事であります。

本議案につきましても、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案の要旨のみについて申し上げますが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田茂政君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

○議長（上田茂政君） 日程第6、報告第7号専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）を議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（矢野博則君） おはようございます。

報告第7号専決処分の報告について御説明いたします。

本件は、道路管理瑕疵による破損事故の発生に伴い、相手方と示談を進めた結果、損害賠償額が100万円以下でありましたので、令和4年7月21日に専決処分したものであり、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

内容について説明いたします。

1枚お開きいただき、専決処分書を御覧ください。

専決第8号。専決処分書。専決処分日は令和4年7月21日です。

1、事故発生日時、令和4年5月28日土曜日、午前8時頃。2、事故発生場所、記載のとおりでございます。なお、参考資料に当該事故発生箇所の位置図をつけております。専決処分書にお戻りいただきまして、3、相手方住所氏名、記載のとおりでございます。4、事故の概要ですけれども、相手方が町管理道路を自動車で行く途中、道路上の穴によって右前輪のタイヤ及びホイールを損傷したものでございます。5、損害賠償の額、7万6,307円でございます。

なお、この額を支払うことにより、双方は本件に関し、今後の一切の請求、異議の申立てはしないということが和解の内容でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで報告第7号専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第38号 工事請負契約の締結について（菊陽町役場車庫・倉庫整備工事）

○議長（上田茂政君） 日程第7、議案第38号工事請負契約の締結について（菊陽町役場車庫・倉庫整備工事）を議題とします。

危機管理防災課長、説明を求めます。

○危機管理防災課長（鍋島二郎君） 皆さんおはようございます。

議案第38号工事請負契約の締結について御説明いたします。

菊陽町役場車庫・倉庫整備工事の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容を御説明いたします。

1、契約の目的、菊陽町役場車庫・倉庫整備工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、1億8,040万円。4、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼16番地10、株式会社アスク工業、代表取締役上村信敏でございます。

次に、工事の内容を御説明いたします。

菊陽町役場車庫・倉庫整備工事は、役場敷地内の防災センター北側に新たに公用車用車庫及び倉庫の建築工事を行うものです。

参考資料の次のページを御覧ください。

この図面は、役場北側の整備に係る全体図面でございます。既存の施設については、防災センター、別館庁舎等が灰色で表示してあり、その他の着色部分が全体の整備計画になります。今回発注いたします菊陽町役場車庫・倉庫整備工事につきましては、次のページの着色部分が工事箇所となります。

次のページを御覧ください。

工事及び施設の概要としましては、上が北側になります。北側の長細い公用車車庫になりますが、北側の公用車車庫の構造は鉄骨造り平家建て、新築1棟、延べ床面積552.5平方メートルでございます。それと、この南側の倉庫になりますが、こちらのほうが鉄骨造り2階建て、新築1棟、延べ床面積256平方メートルでございます。あわせて、建築物周辺の外構工事といたしまして、青色の網かけ部分となりますが、コンクリート舗装138平方メートル。また、北側の町道です。このピンク色の長細いやつが公用車車庫になりますが、その北側に町道が走っております。それと西側に、左手になりますが、こちらにも町道が走っておりますが、北側、西側の町道に沿いましてコンクリート擁壁、延長123メートルの施工を行います。

なお、整備計画につきましては、当初の計画はそのほかの駐車場部分も含めて整備するところでありましたが、関係する課との協議を進める中で、整備する建築物の内容及び規模の変更や、また建築資材価格の高騰により予算が不足しておりますので、今回は予算の範囲内で建築に係る部分のみを発注させていただき、残りの部分の駐車場等の整備につきましては9月議会で補正予算をお願いし、改めて発注する予定でございます。

次に、3ページ、次のページを御覧ください。

図面は北側の公用車用車庫の図面で、上から順番に平面図、屋根伏せ図、立面図、断面図です。公用車用車庫につきましては、一番上の平面図で申しますと西側、図面左手になりますが、一部倉庫になっております。建設課などの事業課で使用する資材及び備品等の倉庫として使用する計画で、その倉庫から東側、右手に27台分の公用車用車庫を設置するものでございます。

公用車用車庫の建築高は3.65メートル、東西の長さは85メートル、南北方向の長さは6.5メートルでございます。

次に、4ページ目、次のページを御覧ください。

図面は、南側の2階建て倉庫の図面でございます。上段左から1階の平面図、右手に2階平面図、屋根伏せ図と中段に東西南北方向からの立面図となっております。下段に左から南北方向の断面図、東西方向の断面図というふうになってございます。

1階の平面図で説明申し上げますと、倉庫1階部分は環境生活課で業務を行っております家庭用ごみ袋、赤い袋、黄色、緑がございますが、それを保管する倉庫として使用するところでございます。図面の左肩の先端のところに倉庫1と書いてございますが、ここが環境生活課で家庭用ごみ袋を保管する倉庫として使用いたします。

同じく1階東部分、こちらのほうにごみ置場、犬小屋ということで表示をしてございますが、役場から排出される事業所のごみの仮置場と迷い犬を一時的に預かるための犬小屋を設けるところでございます。

その右手の2階平面図、倉庫2となっておりますが、こちらのほうは書庫及び倉庫として使用するものでございます。

倉庫の建築高は7.54メートル、東西方向の長さは17.5メートル、南北方向の長さは9.5メートルとなっております。

工期につきましては、令和4年8月24日から令和5年3月15日までとしております。

工事を行うに当たりましては、事故がないよう十分に安全管理を行いながら進めてまいります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（上田茂政君） 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） おはようございます。

それでは、菊陽町役場車庫・倉庫整備工事の指名業者及び入札結果について御説明申し上げます。

参考資料の最後のページ、指名入札業者一覧をお開きください。

本件につきましては、菊陽町役場の車庫、倉庫の整備工事で、業種は建築一式工事となります。工事内容と設計金額から、4月14日の指名審査会の審議を経まして、町内に本店または支店等を有する業者で県の格付ランクB以上を有する7業者を指名しました。指名競争入札は8月9日に執行し、指名した業者名及び税抜きの入札価格は一覧のとおりですが、この中で最も低い価格で入札のあった2番目の株式会社アスク工業を落札者と決定しました。

なお、税込みの予定価格1億8,348万円に対しまして落札価格は1億8,040万円で、落札率は98.32%という結果でありました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

布田悟君。

○10番(布田 悟君) 説明資料の4ページになります。今、犬小屋というのが飛び込んできましたので。これは、迷い犬の一時預かりということですけど、わざわざ犬小屋まで造って一時預かりをしなければならない理由です。これは、熊本県の保健所あたりが対応するものだと思いますけれど。

そして、もし造ったとしても犬をいつまで置いとくか分からんし、生き物ですよ。餌もやらなければならないし、その下はごみ置場ですからそれは臭いも何もせんからいいかもしれませんけど、犬小屋となるとちょっとこれは問題ですけど、この理由。

○議長(上田茂政君) 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長(鍋島二郎君) 犬小屋につきましては一時的なものでございまして、県北、保健所のほうで対応できない、警察のほうでも対応できないというときに一時的なものでございますので、そのような長期間になるところでは考えておりません。連絡がつき次第、県北なりに引き継ぐものでございます。

以上でございます。

○議長(上田茂政君) 布田悟君。

○10番(布田 悟君) これは県からの要請なんですか。一時的といっても県のほうから、県のほうで引き取る余裕もできたから、じゃあ菊陽町さんまた引き取りますよということにスムーズにいけばいいんでしょうけど、これがずるずると預かるようなことにならんとも限りませんので。そこのところは、もう最初から受けないとか造らないとかそういうことはできないんですか。

○議長(上田茂政君) 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長(鍋島二郎君) すみません、以前私は環境生活課にいましたが、迷い犬とかを一時的に預かりまして、対応できるときには県北の職員の方がすぐさま来ていただき、引き取っていただいております。そういった長期化になることは今までございませんでした。

以上でございます。

○議長(上田茂政君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(上田茂政君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(上田茂政君) 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第38号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第39号 工事請負契約の締結について（下戸橋橋梁補修工事）

○議長（上田茂政君） 日程第8、議案第39号工事請負契約の締結について（下戸橋橋梁補修工事）を議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（矢野博則君） 議案39号工事請負契約の締結について説明いたします。

下戸橋橋梁補修工事の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容を御説明いたします。

1、契約の目的、下戸橋橋梁補修工事。2、契約の方法、条件付一般競争入札。3、契約金額、1億3,811万6,000円。4、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼792番地21、東築・長田特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社東築建設、代表取締役甲斐浩二でございます。

次に、下戸橋について御説明いたします。

下戸橋につきましては、本町の東西を流れる白川に架かる橋梁で、本町戸次地区と大津町下町地区をつなぐ両町にとって重要な橋梁でございます。この橋梁は、県道熊本益城大津線のバイパス工事に伴い旧道となっていた当該県道の一部でございます。平成4年度に旧道引継ぎに関して熊本県と覚書を締結し、現在は町が管理する町道空港戸次線でございます。昭和31年に県が整備しており、平成30年度に実施した橋梁詳細点検において老朽化及び平成28年の熊本地震の損傷も発見されたことから補修に向けて関係機関と協議を進めてきたところでございます。

次に、工事の内容を御説明いたします。

2枚めくっていただいて、下戸橋補修計画図を御覧ください。

図面は、上段から白川上流から見た側面図、中段は平面図、下段左側は断面図、その右が足場の仮設計画でございます。それぞれの図面で赤色表示箇所が本工事の工事箇所でございます。

主な工事概要としまして、橋長114.06メートルの下戸橋において、橋面工として橋梁用防護柵工、高さ1メートル、延長227.9メートル。地覆改良工、高さ16.5センチ、延長227.7メートル。側部足場工、下段の断面図、右の足場の仮設計画、橋面足場工でございます。延長224.5メートル。

次に、上部工として床板のひび割れ補修工、延長106メートル。断面補修工、面積4.5平米。表面保護工、面積541.6平米。桁の塗装塗り替え工、面積1,851平米。全面板張り張り足場、下

段の断面図、右側の仮設計画、上部工足場でございます。面積685平米などの工事でございます。

なお、今回赤色表示していない橋脚部分及び支承部分の補修工事につきましては、補助金の関係上、次年度に発注を予定しているところでございます。

1枚めくっていただいて、完成イメージ資料を御覧ください。

資料左下は、橋梁用防護柵工により防護柵（高欄）の取替え後の完成イメージでございます。右下は、桁の塗替え工及び橋梁用防護柵工に防護柵（高欄）の取替え後の完成イメージでございます。実際に出来上がるものとは色合いなどが異なる場合もありますので、出来上がりのイメージとして御覧ください。

工期につきましては、令和4年8月24日から令和5年3月24日までとしております。

次に、下戸橋橋梁補修工事に際して、大津町との協定について説明いたします。

この下戸橋は行政界をまたぐ橋梁であるため、大津町との間において当該工事に係る費用の負担割合について協定書を締結しております。負担割合については、1枚戻っていただきまして、下戸橋補修計画図の上段の側面図を御覧ください。

側面図の中央左辺りに町界を示しておりますが、菊陽町が延長40.6メートル、大津町が73.46メートルとなっております。この延長割合がおおむね4対6となることから大津町の負担割合は6割として協議し、協定に至っております。

大津町には、この協定書に基づき、国からの補助金を除く地方自治体が負担する地元負担費用の6割を負担いただくこととしております。

以上で建設課からの説明を終わります。

○議長（上田茂政君） 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、下戸橋橋梁補修工事の入札結果等について御説明申し上げます。

参考資料の最後から2枚目のページ、条件付一般競争入札概要をお開きください。

本件につきましては、設計金額及び工事場所などから入札の方式を条件付一般競争入札とし、令和4年7月8日の審査会を経て条件を決定し、令和4年7月13日に公告しております。

続いて、条件ですが、共同企業体の構成員数につきましては2者としました。

次に、資格要件の営業所の所在地につきましては、代表構成員が菊陽町内に主たる営業所を有すること、その他の構成員が大津町内に主たる営業所を有することとしました。

次の格付等級については、どちらも熊本県の土木一式格付ランクA2以上を有することとしました。

次の建設業許可必要業種区分については、工事に必要な塗装工事やとび・土工工事業の許可業者を1者以上含むこととしております。

次のページを御覧ください。

次の配置予定技術者に関する事項については、どちらも土木一式工事または建築一式工事に

において主任技術者または現場代理人としての施工経験を有し、土木一式工事、塗装工事、とび・土工工事のいずれかに関し主任技術者となる資格を有し3か月以上の雇用関係にある者としており、代表構成員については、下請代金の合計額が4,000万円以上となる場合は監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を配置することとしました。その結果、4共同企業体から入札参加がありました。

次に、入札結果ですが、条件付一般競争入札は8月9日に執行し、入札に参加した共同企業体名及び税抜きの入札価格は入札結果のとおりですが、最低の価格で入札のあった3番目の東築・長田特定建設工事共同企業体を落札者と決定しました。

なお、税込みの予定価格1億4,021万7,000円に対しまして落札価格は1億3,811万6,000円で、落札率は98.50%という結果でありました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第39号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第40号 工事請負契約の締結について（杉並木線横断歩道橋製作工事及び杉並木線横断歩道橋輸送架設工事）

○議長（上田茂政君） 日程第9、議案第40号工事請負契約の締結について（杉並木線横断歩道橋製作工事及び杉並木線横断歩道橋輸送架設工事）を議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（矢野博則君） 議案第40号工事請負契約の締結について説明いたします。

杉並木線横断歩道橋製作工事及び杉並木線横断歩道橋輸送架設工事の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

この工事は、2件の工事の関連が高いことから効率化と経済的効果を図るため、合冊として

いるところでございます。

それでは、2件の契約内容について一括して御説明いたします。

契約の目的、杉並木線横断歩道橋製作工事、杉並木線横断歩道橋輸送架設工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、8,409万5,000円、内訳といたしまして、杉並木線横断歩道橋製作工事5,088万7,100円でございます。杉並木線横断歩道橋輸送架設工事3,320万7,900円でございます。4、契約の相手方、福岡県福岡市博多区比恵町1丁目30番206号、矢田工業株式会社九州営業所、所長青木肇でございます。

次に、杉並木線横断歩道橋について御説明いたします。

光の森駅前横断歩道橋整備事業に係るもので、工事名は町道杉並木線の横断歩道橋となることから町道名を使用しております。

施工箇所でございます現在の光の森駅前の町道杉並木線交差点の横断歩道は、朝夕の通勤通学時間帯に横断歩道を渡る歩行者が多く、渋滞が発生し交通事故も多数発生している状況です。このため、歩行者の安全確保と駅周辺の渋滞緩和を図るため横断歩道橋を整備するものでございます。

2枚めくっていただいて、参考資料を御覧ください。

図面は、右側を南に見た側面図、中段は平面図、下段は断面図でございます。赤色表示箇所が本工事の工事箇所でございます。

横断歩道橋は、上段の側面図及び中段の平面図のとおり、光の森駅2階につながる県道熊本菊陽線自由通路及びゆめタウン光の森立体駐車場に接続させ、町道杉並木線をまたぐ計画となっております。

次に、工事の内容を御説明いたします。

まずは、杉並木線横断歩道橋製作工事でございます。

歩道橋の本体部分となる床、桁、橋脚などの歩道橋鋼材約44トンの工場製作一式の工事となります。歩道橋の橋の延長は40.9メートル、階段の延長は16.6メートルです。

図面下段の断面図を御覧ください。

歩道橋の全幅は3.15メートル、歩道の有効幅員は2.5メートルでございます。橋脚は、橋の部分で3脚、階段部で1脚です。また、今回工場製作する歩道橋本体部分の鋼構造物の塗装工面積は644平米でございます。

次に、杉並木線横断歩道橋輸送架設工事でございます。

杉並木線横断歩道橋製作工事において製作された歩道橋の本体部分となる床、桁、橋脚などの製品を工場から当該工事施工箇所に輸送する工場製作品輸送一式と組み立てる架設一式の工事となります。

次に、補足となりますが、今回赤色表示していない橋脚の基礎工事と歩道橋昇降機の移設工事につきましては、既に発注は済んでおります。

基礎工事につきましては、工期を令和4年12月23日まで、昇降機の移設工事につきましては

は、工期を令和4年9月30日までとして工事を進めているところでございます。

1枚めくっていただいて、完成イメージ資料を御覧ください。

資料左上は、写真左がゆめタウン光の森立体駐車場、右がJR光の森駅橋でございまして、交差点奥の横断歩道が杉並木線横断歩道でございます。資料右上は、写真左側がゆめタウン光の森立体駐車場、中央奥の茶色い建物がJR光の森駅でございます。

下段は、横断歩道橋整備後のそれぞれから見た完成イメージでございます。実際に出来上がるものとは色合いなど異なる場合もありますので、出来上がりのイメージとして御覧ください。

工期は、令和4年8月24日から令和5年1月31日までとしております。

以上で建設課からの説明を終わります。

○議長（上田茂政君） 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、杉並木線横断歩道橋製作工事、杉並木線横断歩道橋輸送架設工事の指名業者及び入札結果について御説明申し上げます。

参考資料の最後のページ、指名入札業者一覧をお開きください。

本件につきましては、横断歩道橋の製作及び輸送架設工事、業種は鋼構造物工事となります。工事内容などから杉並木線横断歩道橋製作工事と杉並木線横断歩道橋輸送架設工事の合冊入札としており、7月14日の指名審査会の審議を経まして、近年の受注実績が複数あり、鋼構造物の完工高が上位の10者を指名しました。指名競争入札までの間に技術者の確保が困難などの理由から7者が辞退等をされたため、3者による指名競争入札を8月9日に執行しました。

指名しました業者名及び税抜きの入札結果は一覧のとおりですが、この中で最も低い価格で入札のあった10番目の矢田工業株式会社九州営業所を落札者と決定しました。

なお、税込みの予定価格9,525万4,500円に対しまして落札価格は8,409万5,000円で、落札率は88.28%という結果でありました。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 今回の議案と関連しますけど、既に光の森駅に行きますと、恐らくその工事の関連でJR駅の一面を安全鋼板でされてるかと思えます。その辺はJRのほうでされるのか今回の説明ではなかったように思いますんで、多分関連した事業だと思えますんで、ぜひその辺も分かる範囲で教えていただきたいと思えます。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 御質問にお答えいたします。

議員のほうからの御質問で、駅のほうに養生してあるところがあるというようなお話だった

かと思えますけれども、こちらについては先ほど申しました歩道橋の昇降機の移設工事……

(12番渡邊裕之君「エレベーターができるんですか」の声あり)

エレベーターになりますけれども、こちらの移設工事をもう既に今取りかかっています。そちらの仮設というところでやっています。こちらにつきましても今現在は基礎打ちのほうは終わりました、順次工事のほうは進んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） 確認のためちょっと質問させていただきます。

図面の1ページのほうで横断歩道橋で渋滞だったり交通安全対策、目的は十分分かるんですが、横断歩道橋設置予定の下にある横断歩道のところに警察庁及び熊本県警のほうは今消すように促している自転車横断帯の表示が図面にあります。次のページ、2ページには、交差点における自転車横断帯は設置されていない写真がございまして。この部分では図面と写真が違うんですけれども、新たに自転車横断帯を設置するのか、図面は自転車横断帯を含まないのか、確認のためお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、2ページ目の完成イメージのほうでは自転車の横断帯というのが見てとれないということは確かだと思います。

今回の整備計画に基づきまして、今回1枚目の平面図のほうをつけさせていただいておりますけれども、原則こちらの計画を進めていくということになりますけれども、このあたりにつきましては工事が今始まってまいりますので、しっかり交通関係者のほうとも協議をいたしまして進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

布田悟君。

○10番（布田 悟君） 2つ、3つあります。

まず、今回のこの横断歩道橋ですけれど、既存の県道の自由通路とつながるわけでありまして、現在のところは豊肥線をまたいで熊本市側のほうに駐輪場があります。自転車の通行というのは今されてないような気がするんですけれど、せつかく県道の自由通路がありますので、今回のこの歩道橋、約8,400万円かけるわけですけど、自転車を使ってその豊肥線をまたいで光の森間を往復するというか、これができるようにはされないんですか。だから、今回のところも自転車を押して上る幅で少しでもいいんですけど、これが考えられてないですよ、これはなぜか。

今の分かりましたかね。だから、人だけでしょう、今回ののは。そこに自転車を押していく通

路、これをなぜ設けないのかと。設けたら豊肥線をまたいで白川台地側ですか、あっちのほうにも行けますんで。これが1つです。

それと、今度は入札のほうですけど、辞退も棄権も多いと。10者中7者が辞退も棄権もしていると。これは、入札に参加する資格も何もないんじゃないんですか、こんなようだったら。

こういったことも本来なら皆さんが入札して価格を入れてもらいたいわけですけど、こういったことが起きた考えられる理由、これをお願いします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） それじゃあ、今回計画いたします横断歩道橋で自転車のほうの通行は考えていないのかというような内容だったかと思いますが、そちらについてお答えしたいと思います。

こちらについては、御存じのとおり熊本市側のほうの熊本菊陽線側のほうにも駐輪場がございます。それから、渡りまして駅側のほうにも本町のほうでは駐輪場のほうを整備させていただいているというところもございますので、今回の計画に当たっては自転車等を通すというような計画にはなっていないところになります。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、2番目の質問の入札に参加する資格はないのではという御質問についてお答えいたします。

まず、こちらにつきましては今回指名入札ということでさせていただいております、今回選んでおります10者につきましては、こういった横断歩道橋とかをする工事については複数の実績を有しております、全国的に事業を展開されている会社の10者でございます。これにつきましては、今回、先ほどちょっと御説明しましたとおり技術者の確保などが難しいとかを理由で辞退されてるわけですが、こちらについては今現在その会社が受け持たれている工事、事業、その状況から今回この工事を請け負った場合についてはなかなか施工することが難しいとかという理由で辞退になられてるわけですが、現実的には実際工事については十分可能な10者でございまして、今回町のほうがここなら大丈夫と思って10者指名しているところではございまして、確かに辞退は多うございますが、こちらは全国的に見てもこういった工事については事例も少なく辞退も多くなっておりますが、辞退が多くなることは想像はしておりましたが、今回こういった形で指名をさせていただいたと。この10者であれば、いずれかの事業者さんが受けていただけるだろうというところで10者指名しているものでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 矢野博則建設課長の答弁についてですけど、現状は熊本市側にも駐輪場があると。そこでストップと。菊陽町側にもあると。だから、それを自由に自転車を持って行き来するようになれば、もっと行動範囲も広がるでしょう、お互いに。だから、そういったの

を県とか市とかと話し合いをすればいいんじゃないですか。もったいないでしょ、これ。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 御質問にお答えいたします。

まず、駅の県道の自由通路につなぐ条件とかそのあたりのほうがございまして、つなぐのが有効幅員で約2.4メートルほどでつなぎ込むというような形になります。

町のほうの計画としましては、幅員が有効幅員では2.5メートルということになりますので、まず自転車を通すということになりますと、それなりの通行者のほうにも配慮した設計の考え方があるかと思いますので、そういったところを全体的に考えまして、今回の計画につきましては自転車は通さない、歩行者用の計画というところで考えております。御理解いただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

（10番布田 悟君「もう言いません、繰り返し」の声あり）

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 先ほどの中岡議員の質問とちょっとダブるといいますか、それも確認になるんですけども、この図面に書かれてること、これは今回の提案された議案とは関係ないのでどうでもいいかなと思いつつ聞いてたんですけども、その議案を見てたんですけども、先ほどの中岡議員の話で自転車の通行帯のことについて、何かそれをするのかしないのかちょっとよく分からない答弁だったんですよ。

もう一つ、ついでで言うと、この図面の正確性ということになるんですけど、この光の森の駅の階段の出たところと階段の東側になるのかな、ベンチ、それから木があるような図面になってるんです。でも、今現在ここは自転車置場として使ってるんです、実際には。こういう図面を書いたということは、こういう図面に基づいて町は今後もやっていきますよということを書いたのか、便宜的に現場を確認しないでこういうふうにしたのか。やっぱり図面というものは正確に書いてもらわないといけないので、その辺についてはどうなんですか。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 御質問にお答えいたします。

まず、横断歩道橋の自転車横断帯についてでございますけれども、こちらについては先ほど布田議員のほうでもお話ししましたけれども、現在の横断歩道橋につきましては自転車の通行のほうは考えていないと……

（9番北山正樹君「考えていないということね」の声あり）

ということでもございますので、こちらについては、今のところは町としましては自転車横断帯のほうは造っていくという方向性で考えてございます。

それから、図面の正確性といいますか、そちらのほうを言われましたけれども、確かにこちらのほうは議員がおっしゃるとおりでございます。今後そのあたりはしっかり見て対応してまいります。申し訳ございませんでした。

以上です。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
議案第40号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。
~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第41号 工事請負契約の締結について（杉並木線横断歩道橋屋根高欄工事）

○議長（上田茂政君） 日程第10、議案第41号工事請負契約の締結について（杉並木線横断歩道橋屋根高欄工事）を議題とします。  
建設課長、説明を求めます。

○建設課長（矢野博則君） 議案第41号工事請負契約の締結について説明いたします。

杉並木線横断歩道橋屋根高欄工事の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、契約内容について御説明いたします。

1、契約の目的、杉並木線横断歩道橋屋根高欄工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、1億389万5,000円。4、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼792番地21、株式会社東築建設、代表取締役甲斐浩二でございます。

光の森駅前横断歩道橋整備事業に係るもので、議案第40号の歩道橋の製作品となる本体部分となる床、桁、橋脚などを組み立てる架設工事の完了後、屋根、高欄及び照明施設などを整備する工事でございます。

2枚めくっていただいて、参考資料を御覧ください。

図面は、上段は右側を南に見た側面図、中段は平面図、下段は断面図でございます。赤色表示箇所が本工事の工事箇所でございます。

次に、工事の内容を御説明いたします。

まずは、屋根についてでございます。

屋根の材料は、フッ素樹脂焼付け塗装のアルミパネルでございます。通路部で延長41.4メー

トル、階段部で延長18.1メートルでございます。

次に、高欄についてです。

議案第40号で整備する高さ35センチの地覆の上部に高さ75センチのガラス高欄を延長121.2メートル整備いたします。地覆を合わせた高欄の高さは1.1メートルとなります。

また、図面に記載はございませんが、横断歩道橋の照明施設としてLED照明14基を設置いたします。

1枚めくっていただいて、完成イメージ資料を御覧ください。

下段は、横断歩道橋整備後の完成イメージでございます。実際に出来上がるものとは色合いなど異なる場合がありますので、出来上がりのイメージとして御覧ください。

工期は、令和4年8月24日から令和5年3月24日までとしております。

以上で建設課からの説明を終わります。

○議長（上田茂政君） 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、杉並木線横断歩道橋屋根高欄工事の指名業者及び入札結果について御説明申し上げます。

参考資料の最後のページ、指名入札業者一覧をお開きください。

本件につきましては、横断歩道橋の屋根高欄工事で、業種は建築一式工事となります。工事内容と設計金額から、7月14日の指名審査会の審議を経まして、町内に本店または支店等を有する業者で県の格付ランクB以上を有する7業者を指名しました。指名競争入札は8月9日に執行し、指名した業者名及び税抜きの入札価格は一覧のとおりですが、この中で最も低い価格で入札のあった4番目の株式会社東築建設を落札者と決定しました。

なお、税込みの予定価格1億515万3,400円に対しまして落札価格は1億389万5,000円で、落札率は98.80%という結果でありました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 今回の議案で提出されました2つの議案を合わせると1億9,000万円ぐらいですか、それとエレベーターの移設が別とすればそれ以上かかると思うんですが、このイメージ写真とかを見ればゆめタウンさんの利用客がかなり増えると考えますが、株式会社イズミからの協力、予算的なものにしろほかの面にしろ、そういうところはどうなってるんですか。

○議長（上田茂政君） 副町長。

○副町長（吉野邦宏君） 以前少し申し上げましたけれども、イズミに対しては今ふるさと納税の企業版の制度ができておりますので、その説明に昨年度参っております。これも寄附行為にな

りますので、その後のイズミの状況は承知していないというような状況でございます。

(12番渡邊裕之君「承知してないの」の声あり)

はい。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） ふるさと納税の説明だけをして、何らかの約束というものは交わしてないということですか。

○議長（上田茂政君） 副町長。

○副町長（吉野邦宏君） 財政的な支援についての約束というようなのは、いたしておりません。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） じゃあ、株式会社イズミからの財政的支援はない可能性もあるということ。どっちですか、今の状況的には。もうないほうが強いのかな。

○議長（上田茂政君） 副町長。

○副町長（吉野邦宏君） イズミの寄附行為に関することですから、そのことについての内容は承知いたしておりません。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 副町長から以前ふるさと納税の説明を受けておりました。この駐車場をイズミさんが造られたときに、駅側から見るとここをつなぐなというような造りをされて、あそこの階段からそのままつなぐのかなと思ってたら今回このように造るということで、当然イズミさんとしても今回の計画ありきであの場所は通路として使われていると。要は、今お話が坂本議員からもありましたとおり、一番今回の計画で利益といいますか、利便性が向上してゆめタウンのお客さんというのはぬれることもなくそのまま行けるということで、非常にイズミさんにとっては大きな効果だろうと思しますので、やはりそこは受益者負担というわけではありませんけども、これだけの予算を投じる、もちろん町としてはこの杉並木線の朝夕の渋滞というものが一番大きな理由とはいえ、やっぱりイズミさんは当初からそういう計画を、もちろん町との話もされてるかと思いますが、それありきで多分あそこの今回つなぐところはされてたと思しますので、それなりの協力というのは必要だと思いますので、ふるさと納税で願いますというよりも何らかの協力は得たほうがいいかと思しますが、今後の取組についてどう思ってるのかお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） イズミさんのほうとは災害時の物資協定あたりは結んでおりましたけども、先般包括協定を結んで、いろんな町との関係も密にしながらやっていきたいということで結んだところであります。

またさらに、今回この豊肥本線のほうからの利用も直接お店のほうに入ることができるということにもなりました、現在も相当イズミさんのほうからは固定資産税を含めてほかの税収等も入っておりますが、お客様がにぎわうことによってそちらからの税収増にもつながるとい

ことも期待しているところであります。

以上です。

(12番渡邊裕之君「そう言われると何か。分かりました」の声あり)

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 前任者の関連的な質問になりますけど、1億9,000万円ほどの予算がかかると。恩恵を受けるのはイズミ、それから熊本市、熊本県。菊陽町も一部そうでしょうけど、税収も今増えるということでもありますけれど、おさらいの意味でこの財源と菊陽町の負担割合など、その辺のところをもう一度教えてください。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） それでは、財源も含めまして事業規模について御説明申し上げます。

今回、契約ということで議案を出させていただいておりますけれども、先ほど申しましたとおりほかの事業のほうも工事として進めていたりとか、あと委託設計のほうも発注させていただいております。

現段階で今事業費として考えておりますのは、これは令和2年度から事業のほうを進めておりますけれども、3億5,000万円を今事業費として捉えているところでございます。こちらは大きな数字になりますけれども、これに対する国費、こちらが9,770万2,000円でございます。そのほかについてが町負担ということになりますので、2億5,000万円ほどの町の負担というような計画になってございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） ただいま議論になってるところなんですけど、私たちは、この橋梁の問題については公道上のことであるので、これは町の責任であるというふうな説明をずっと受けてきました。それは理解しておりますけれども、ただ先ほどから出てますようにこの受益者といえますか、イズミさんの受益部分があるわけです。一企業に対するそういった利益を提供するような形にもなるわけですから、それに対しては町は違った形で御協力願うということできずとやってこられた。ところが、今聞いてると何かどうもそれがあやふやになってしまうような感じを受けました。

これは一企業から、もちろん町も今町長がおっしゃったように法人税等で利益を受けるわけですが、事の経過からして一定のことはお願いしていくということが町のこれまでの姿勢でしたので、これについてはやっぱりきちっと守っていただきたい。その決意のほどをお聞きしたい。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 包括協定を結んでもおる中でいろんな利便性もありまして、また一方では、JRを使っただけのイズミさんあたりを利用するお客さんも増えるわけでもありますけども、実

際利用される、乗降される方々にとっても特に雨の降る日等についてはイズミさんの施設を使いながら出入りができるようになりますので、そういう面でも効果があると思うところであります。

税収関係のほうでもにぎわうようになればまた非常に期待もできますし、一方でこれまで特に自転車を使ってこのイズミさんあたりに入られるお客様もおられましたけども、JRを利用することによってそういったこの交通渋滞の緩和等、また交通事故防止等にもつながるといふふうなところも見ております。

さらに、ふるさと納税等については、これは実際なかなかこちらから制度も説明しながら協力をいただけるならばそういうところはまた協力していただくようなところはお話はしますけれども、最終的な判断はイズミさんのほうでされますので、この場で約束はできませんが、そういうことも機会があるときには話をしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 決まってないことをこの場で言うわけにはいかないと、それは理解します。ただ、この歩道橋については、これは町も利益を受けますし、イズミさんも利益を受けますし、あるいはJRも利益を受けます。ですから、この事業自体は私はいいいことだと思っておりますけれども、ただこの事業を成立させるについて町がおっしゃったことについてはきちっと最後まで、どうか分からんようなそういう状態になってしまうようなことはないように何かの形をきちんと取っていただきたい、その決意をお伺いしたい。イズミさん次第ということじゃなくて、町としての決意も聞いておきたいと思います。どうぞ。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） これは寄附行為でありますので、そういういろいろ寄附をしてくださいということを執拗に言うのはどうかと思いますけども、そういう制度の中でいろんな事例もありますのでそういうことも話しながら御理解をしていただきながら、最終的な判断はイズミさんということになりますので、こちらからそれを約束するというかそういうところまではできませんので、しっかりと努力はしてまいりますけども、ほかの面でも非常に利用者にとっても、またこの豊肥本線から直接入れるような、高齢者の方々も買物をされる時も直接町内外からも利用できるということで、その辺の御理解もよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第41号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで令和4年第2回菊陽町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前11時10分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和 年 月 日

菊陽町議会議長 上 田 茂 政

菊陽町議会議員 北 山 正 樹

菊陽町議会議員 布 田 悟

菊陽町議会会議録
令和4年第2回8月臨時会

令和4年8月発行

発行人 菊陽町議会議長 上田茂政

編集人 菊陽町議会事務局長 山川真喜子

印刷 株式会社 きょうせい九州支社

電話 (092) 831-0700 (代表)



菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800

電話 (代) (096) 232-2111

議会事務局TEL (096) 232-4919